

公益社団法人地域医療振興協会訪問看護ステーションさくら運営規程(介護保険(介護予防)訪問看護)

(事業の目的)

第1条 公益社団法人地域医療振興協会が開設する、訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定(介護予防)訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人権を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業が実施する指定(介護予防)訪問看護は、ステーションの看護職員が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して、その療養環境を支援し、心身機能の維持回復をはかるものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の予防又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 指定(介護予防)訪問看護の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定(介護予防)訪問看護の提供の終了に関しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所に情報の提供を行うものとする。
- 8 前7項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 公益社団法人地域医療振興協会 訪問看護ステーションさくら
- 二 所在地 長崎県大村市古賀島町133番地22

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者(資格:看護師):1名(常勤職員)
管理者は、ステーションの従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。
- 二 看護職員(資格:保健師・看護師・准看護師):常勤換算2.5名以上
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士については、実情に応じた適当数を配置する。
看護師その他の従業員は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。准看護師は事業の提供のみとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。
- 四 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間連絡が可能な体制とする。
- 五 病状の変化や状況により通常の営業日及び営業時間外の指定(介護予防)訪問看護については、随時相談にて対応する。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

(サービスの内容)

- 一 病状・障害の観察
- 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 三 食事及び排泄等日常生活の世話
- 四 床ずれの予防・処置
- 五 ターミナルケア
- 六 認知症患者の看護
- 七 療養生活や介護方法の指導
- 八 リハビリテーション
- 九 カテーテル等の管理
- 十 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定(介護予防)訪問看護を提供した場合の利用料の額は「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとし、当該指定(介護予防)訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 介護保険による指定(介護予防)訪問看護事業に要する交通費は徴収しない。ただし、医療保険による指定(介護予防)訪問看護事業に要する交通費については、第8条に定める通常の実施地域を越える場合は、交通費として1回300円(税込)を徴収する。
- 3 死後の処置料は、15,000円とする。
- 4 前2項及び3項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料と指定(介護予防)訪問看護とは別事業の利用料(個別の費用ごとの区分)について記載した領収書を交付する。
- 5 事業の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用料の内容及び金額に関し事前に文書に署名(記名押印)を受けることとする。指定(介護予防)訪問看護と別事業については、目的・運営方針・利用料等を別途定めて実施する。
- 6 給付限度額を超えてサービスを利用した場合や、介護保険料の滞納により、市町村から事業所へ保険給付が直接支払われない場合は、利用者又はその家族から利用料金の10割負担の利用料を徴収する。
- 7 訪問看護の当日朝(訪問前)までのキャンセルは無料とし、連絡がない場合のキャンセルは基本料金の100%を徴収する。ただし、連絡がない場合のキャンセルでも管理者が減額及び徴収しないと判断した場合、徴収金額の割合を決めることが出来る。
- 8 保険外の訪問看護サービスを利用した場合、看護師による訪問看護料金は30分ごと5,500円(税込)を徴収する。理学療法士等による訪問看護料金は20分ごと3,300円(税込)を徴収する。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、大村市とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第9条 看護職員は、指定(介護予防)訪問看護の実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し指示を求める等必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定(介護予防)訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業所又は、介護予防支援事業所に連絡するとともに、必要な措置を講じ、事故の記録を作成するものとする。
 - 3 利用者に対する指定(介護予防)訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

- 第10条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものと

する。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画(BCP)の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第13条 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供を行うよう努めるものとする。

(苦情処理)

第14条 指定(介護予防)訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、苦情処理の窓口を設置するなど必要な措置を講じ、苦情の記録を作成するものとする。

- 2 本事業所は、提供した指定(介護予防)訪問看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は提供した指定(介護予防)訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第15条 本事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務執行体制についても検証、整備する。

- 一 採用時研修:採用後1か月以内
 - 二 継続研修:年6回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。利用者との契約終了後も同様とする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 本事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定(介護予防)訪問看護の提供をさせないものとする。
- 6 本事業者は、指定(介護予防)訪問看護に関する記録・帳簿等を整備し、記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。
- 7 この規定に定める事項の外、運営に関する事項は事業者と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和5年4月20日から施行する。

附 則 この規程は、令和7年7月1日から施行する。